



法人化に向けた準備状況 及び規程案について

2026年8月6日 第197回総会
第26期日本学術会議会長
光石衛

- 法人化の準備状況について
- 日本学術会議会則(案)について
- 役員会決定(案)等について

法人化の準備状況について

■ 法人化準備委員会の開催状況

- 2025年10月～2026年3月：計12回開催

組織体制全般の方針について検討を進め、4月の総会において方針案を提示。

- 2026年4月～7月：計7回開催

方針案に基づき、**日本学術会議会則**(案)、**役員会決定**(案)、**新規規程**(案)等、**会長の選任方針**(案)を作成。

■ 会員選任制度検討分科会の開催状況

7月までに計7回開催。

検討事項: 外国籍の会員等の会員・連携会員の選任について

■ 日本学術会議憲章検討分科会の開催状況

7月までに計10回開催し、8月以降も開催予定。

検討事項: 日本学術会議憲章案について

■ 自己資金検討WGの開催状況

7月までに計9回開催。

検討事項: 外部資金等の獲得に係る基本指針案について

日本学術会議会則（案）について

- 日本学術会議法(令和7年法律第70号。以下「法」という。)第6条において、**会議の運営に係る基本的な事項等**について、**日本学術会議規則**を定めることとされている。
- 現行の日本学術会議会則(平成17年日本学術会議規則第3号)に相当する規則として、「日本学術会議会則(日本学術会議規則第〇号)」を制定する。
- **日本学術会議規則の制定又は改廃は、総会の決議によらなければならない**(法第36条)。

第一章	総則（第一条）
第二章	学術会議の会議体（第二条—第六条）
第三章	総会（第七条—第十二条）
第四章	役員等（第十三条—第十七条）
第五章	役員会（第十八条—第二十条）
第六章	会員候補者選定委員会、選定助言委員会及び運営助言委員会（第二十一条—第二十七条）
第七章	会員（第二十八条—第三十三条）
第八章	業務（第三十四条—第三十八条）
第九章	中期的な活動計画等（第三十九条—第四十一条）
第十章	連携会員（第四十二条—第四十六条）
第十一章	部（第四十七条—第五十四条）
第十二章	委員会（第五十五条—第五十九条）
第十三章	若手アカデミー（第六十条）
第十四章	事務局（第六十一条）
第十五章	雑則（第六十二条）
附則	

- 学術会議の**会議体**を定義し、それらに**共通する運営に関する事項**について定める。
- 規定する事項：
 - **会議体の議長、招集、議事の公開、議決等**
 - **オンライン出席（フルオンライン開催）、メール審議**

※これらの会議体に共通する事項をまとめて規定するために会則上「会議体」として定義するものであるため、上記のほかに学術会議に合議体を置くことは可能。

- 原則として毎年2月～3月、6月、10月にそれぞれ総会を招集する。
- 30人以上の会員が、招集の目的及び議案を示して総会の招集を議長に求めた場合には、議長は、総会を招集しなければならない。
- 議決方法
 - ① 挙手
 - ② オンライン投票システムでの投票
 - ③ 投票箱への投票

■会長の選任

- 会長の選任に当たって、あらかじめ、会長の選任の基準・方法等に関する方針(会長の選任方針)を定める。会長の選任方針は、会長候補者選考委員会(機能別委員会)が案を作成し、総会が決定する。
- 会長候補者選考委員会は、会長の選任が行われる総会の開催に先立ち、会長の候補者を選考することができる。
- 会長の選任はオンライン投票システムで行うことができる。

■ 副会長の職務

- 会長が定めるところにより、次に掲げる事項を分担してつかさどる。
 1. 学術会議の**財務等の組織運営**に関すること。
 2. 科学者間の連携に関すること。
 3. 学術会議と政府、社会及び国民等との関係に関すること。
 4. 学術会議が行う**意思の表出**に関すること。
 5. 学術会議の国際活動に関すること。

■ 会長特別補佐

- 会長の職務のうち特定の事項について会長を補佐するため、**会長特別補佐**を若干名置くことができる。
- 会長特別補佐は、**会員のうちから、役員会の議を経て会長が任命する。**

■ 役員会

- 原則として毎月1回開催する。
- 会長は、監事、会長特別補佐、職員のほか、必要と認める者に役員会において意見を述べさせ、又は説明をさせることができる。

■ 役員会・会長への委任

- 会則において、役員会又は会長が定めることとした事項を定める権限は、それぞれ役員会又は会長に委任する。
- 役員会に委任された権限は、会長に委任することができる。ただし、必要があるときは、会長は役員会の意見を聴くことができる。

- 委員長・副委員長の選出、その他運営事項について規定。
- 必要な事項は役員会が定める（役員会決定とする）。

■ 会員

- 会員は、**非常勤**とする。
- ただし、**会長は、総会の承認を得て、常勤とすることができる。この承認は、総会に出席した会員の3分の2以上の賛成を必要とする。**

■ 会員の選任

- 選任の手続については、**会員候補者選定委員会**が定める。

■ 会員の辞任

- 会員は、以下の場合、**会員候補者選定委員会**に申し出る。
 - 辞任しようとするとき
 - 法第9条第5項の規定(※)により会員となることができない者に該当するに至ったとき又は該当することが見込まれるとき
- (※)政府又は地方公共団体の職員(非常勤のもの及び政令で定める**教育公務員**又は**研究公務員**であるものを除く。)は、会員となることができない。
- 辞任しようとするときは、**辞任しようとする日の30日前までに申し出なければならない。**

■ 会員の解任

- 会員候補者選定委員会 は、総会に会員の解任を求めようとするときは、当該会員に**弁明の機会**を与えなければならない。
- 総会に解任を求めるときは、**その理由と審議の経緯**を総会に提出しなければならない。

＜参考＞日本学術会議法
(会員の解任)

第三十二条 略

- 2 会員候補者選定委員会は、会員が会議の業務に関し著しく不適当な行為をしたと認めるときは、総会に対し、当該会員の解任を求めることができる。
- 3 総会は、前項の規定による解任の求めがあった場合において、当該会員が会議の業務に関し著しく不適当な行為をしたと認めるときは、当該会員を解任することができる。
- 4 略

■ 意思の表出

- ・ 会則上は、現行と同様に規定する。

種類	表出主体	定義
要望	学術会議	学術会議が政府及び関係機関等の実現を望む意思表示をすること。
声明	学術会議	学術会議がその目的を遂行するために特に必要と考えられる事項について、意見等を発表すること。
提言	学術会議	学術会議が科学的知見に基づき総合的・俯瞰的な見地から政府や関係機関、広く社会に向けた提案を発表すること。
見解	部、委員会、分科会又は若手アカデミー	部、委員会、分科会又は若手アカデミーが科学的知見に基づき専門的な見地から政府や関係機関、広く社会に向けた提案を発表し、又は、社会的な議論を喚起するため多様な意見を提示すること。
報告	部、委員会、分科会又は若手アカデミー	部、委員会、分科会又は若手アカデミーが審議の結果を発表すること。
回答	学術会議	関係機関からの審議依頼（法第38条の諮問を除く。）事項に対し、学術会議が回答すること。

※このほか、諮問に対する**答申**、**勧告**も意思の表出である。

■ 地区会議

- 地区会議を現行と同様に規定する。

■ 日本学術会議協力学術研究団体

- 会長が承認したものに日本学術会議協力学術研究団体の称号を付与する。

■ シンポジウム、フォーラム等

- シンポジウム、フォーラム等の開催等により、学術に関係する者や、地方公共団体、地域や各種団体の代表者等の間における連携の確保や、学術に関する研究を円滑に進めるための社会環境の整備を図ることとする。

※地方学術会議を含む。

■ 国際活動

- 現行とほぼ同様に規定し、一部の活動を会則上明確化する。
 - 国際団体への加入
 - 学術に関する国際会議等への代表の派遣
 - 学術に関する国際会議の主催及び後援
 - 二国間学術交流
 - 多国間学術交流
 - アジア学術会議に関すること
 - その他会長が必要と認めるもの
- 特定の国際的枠組みにおける共同声明を発出することができる。

■ 中期的な活動計画・年度計画

- 中期的な活動計画及び年度計画は、**中期的な活動計画・年度計画委員会**（機能別委員会）において案（又は変更案）を作成する。

■ 自己点検評価

- 自己点検評価は、**自己点検評価委員会**（機能別委員会）において案を作成する。
- 自己点検評価の実施に当たって、**外部評価を実施し、その結果を活用**する。

■ 連携会員

- 優れた研究又は業績がある科学者のうちから、連携会員を委嘱する。連携会員は、会員と連携し、法第37条に規定する業務に携わる。
- 任期は3年(通算で12年まで)とし、会員と同じく、定年は満75歳に達する日以後の最初の9月30日を経過したときとする。

概要

任期	3年
再任	通算で12年まで ※会員としての任期を含まない。 ※現行制度における連携会員としての任期を含む。(法人発足時の特例あり)
定年	満75歳に達する日以後の最初の9月30日を経過したとき

■ 法人発足時の特例

- 現行の会員(法人化後の会員以外の者)・連携会員のうち就任意思がある者を連携会員に任命するため、2026年12月31日までの間は、連携会員の任期の制限や委嘱手続について経過措置を設ける。

■ 連携会員の辞任

- 連携会員は、辞任しようとするときは、辞任しようとする日の30日前までに会長に申し出るものとする。

■ 部

- 第一部は、人文及び社会科学を中心とする科学の分野において優れた研究又は業績がある会員をもって組織する。
- 第二部は、生命科学を中心とする科学の分野において優れた研究又は業績がある会員をもって組織する。
- 第三部は、理学及び工学を中心とする科学の分野において優れた研究又は業績がある会員をもって組織する。

■ 部の役員

- 各部に、部長1人、副部長2人及び幹事2人を置く。

■ 委員会の設置

- 機能別委員会
- 分野別委員会
- 課題別委員会、役員会附置委員会その他の臨時の委員会を設置する。

■ 機能別委員会

委員会名	職務
企画委員会	中期的な活動計画及び年度計画等の実現等に関する事、外部資金等の戦略に関する事
財務委員会	学術会議に係る予算・決算に関する事
科学者委員会	科学者の在り方、人権及び自由交流に関する事、科学における男女共同参画に関する事、協力学術研究団体に関する事、その他科学者間の連携に関する事
社会活動・広報委員会	シンポジウム、フォーラム等に関する事、地区会議に関する事、学術会議が実施する地方における学術の振興に関する事(地区会議が実施するものを除く。)、学術会議全体としての広報に関する事、国民の科学に対する理解の増進、その他社会及び国民等との関係に関する事
意思の表出対応委員会	部、委員会、分科会又は若手アカデミーからの検討課題に係る申出に対する助言、査読又は承認、事後的な評価、その他の意思の表出に関する事
国際委員会	学術会議における国際活動の調整、その他学術会議の国際的対応に関する事
中期的な活動計画・年度計画委員会	中期的な活動計画及び年度計画の立案等に関する事
自己点検評価委員会	自己点検評価、外部評価、その他業務の実績の報告及び評価に関する事
会長候補者選考委員会	会長候補者の選考に関する事

■ 分野別委員会

委員会名	委員会名	委員会名
言語・文学委員会	基礎生物学委員会	数理科学委員会
哲学委員会	統合生物学委員会	物理学委員会
心理学・教育学委員会	農学委員会	地球惑星科学委員会
社会学委員会	食料科学委員会	情報学委員会
史学委員会	基礎医学委員会	化学委員会
地域研究委員会	臨床医学委員会	総合工学委員会
法学委員会	健康・生活科学委員会	機械工学委員会
政治学委員会	歯学委員会	電気電子工学委員会
経済学委員会	薬学委員会	土木工学・建築学委員会
経営学委員会	環境学委員会	材料工学委員会

■ 委員会の委員等

- 会員は、少なくとも1つの分野別委員会に所属する。
- 委員会には、委員長1名及び副委員長1名を置く。その他必要に応じて幹事を若干名置くことができる。
- 機能別委員会の委員長は、会長、副会長又は会長特別補佐のうちから役員会が定める。

■ 若手アカデミー

- 学術会議に若手アカデミーや若手アカデミー会議等を置くことを規定する。

■ 事務局

- 学術会議に事務局を置く。
- 事務局長は、事務局の事務を統理することや、総会、役員会等において、必要な場合に意見を述べること等ができることを規定する。

- **会則の改正**は、法第13条第2項の規定にかかわらず、総会において**出席会員の3分の2以上の賛成**がなければ行うことができない。

＜参考＞日本学術会議法

（議事の運営）

第十三条 略

2 総会の議事は、議決に加わることができる会員の二分の一以上が出席し、出席した当該会員の過半数をもって決する。可否同数のときは、議長が決する。

役員会決定(案)等について

役員会決定(案)等について

- 現行の幹事会決定等は法人化に伴い廃止されるため、新法人において改めて定める。
- 法人成立後直ちに開始する業務に係る規程は成立時総会で決定するため、現体制で案を作成する。
- 現行の幹事会決定等を基に、法人化準備委員会の方針に沿った内容への変更、実際の運用に合わせた適性化、規程の統合・整理を行う。

役員会決定(案)(現行からの主な変更点)

◆ 日本学術会議の運営に関する内規

- 分科会、小分科会、小委員会の委員については、会長が委嘱する。
- メール審議の期間(土日祝を除く)を現行より短縮する。
 - 総会:意見交換等に5日、議決に3日
 - 総会以外:意見交換等に3日、メール議決に2日

◆ 連携会員(特任)選考規程

- **連携会員(特任)**の委員構成に占める割合、連携会員全体に占める割合の上限を以下のとおり**緩和**する。
 - 分野別委員会、分科会(国際対応分科会等を除く)等:**2名**
 - それ以外の委員会、分科会等:**委員数の1/2相当又は10人のいずれか少ない方**
 - 連携会員全体に占める割合の上限:**設けない**

◆ 若手アカデミー運営要綱

- 年齢要件は満45歳未満とし、学問分野の構成を偏らせないために特段の必要がある場合は満50歳未満とする。
- 積極的な参加意思を持つ者の中から、役員会が法第1条に定める目的を若手アカデミーの活動を通じて達成しうると認められる者を選考し、若手アカデミー会員を決定する。

◆ 日本学術会議の行う国際学術交流事業の実施に関する内規

- 多国間学術交流、共同声明等のこれまでの活動の明確化・手続きの迅速化等を行う。

役員会決定(案)(現行からの主な変更点)(つづき)

- ◆ 日本学術会議における主催等の取扱い等に関する規程
- ・ シンポジウム、フォーラム等について、**主催**、**共催**、**後援等**のカテゴリーを設ける。
- ・ 主催カテゴリーを「**区分1**」と「**区分2**」に分ける。

種別		概要
主催	区分1	・開催主体：日本学術会議 ・内容：日本学術会議が表出の主体となる意思の表出に関するもの、総合的・俯瞰的な見地から中長期的・分野横断的な検討が必要な課題 ※経費負担・事務局の人的支援：有
	区分2	・開催主体：部、委員会、若手アカデミー、分科会、地区会議 ・内容：各委員会等の審議の結果に基づくもの又は審議の促進に資するもの ※経費負担：有
共催		開催主体：外部の団体
後援等		開催主体：外部の団体（講堂使用不可）

役員会決定(案)(現行からの主な変更点)(つづき)

- ◆ 日本学術会議が実施する地方における学術の振興のための取組について
 - 現行の**地方学術会議**の活動をより柔軟な仕組みとするため、「**日本学術会議が実施する地方における学術の振興のための取組**」として整理する。

- ◆ 意思の表出の手続に関する規程
 - 現行の幹事会決定「意思の表出等の作成手続について」をベースに、その他意思の表出に関する文書を可能な限り統合・整理する。



- ◆ 意思の表出の手続に関する規程(つづき)
- 対応委員会、部・委員会における業務の精選
 - 検討課題と骨子の申出手続の統合(2回必要な申出手続の1本化)
 - 対応委員会における過去10年間の関連する意思の表出調査の書面の廃止(助言書に直接記載)
 - 査読組織内における査読結果の承認手続・査読結果報告書の廃止
- 複数の査読組織による査読の場合の査読の一元化(この場合、査読組織間の調整を図る30名程度の候補者の中からエディター1名の配置)、COIの記載
- 中長期的なインパクト・レポートの作成、レビュー及びフィードバックを創設し、事後的な評価を強化

以下の規程等が法人として必要となるため、案を作成。

- 業務方法書
- ガバナンス(内部統制、監事監査等)
- 労務(会員手当、役員報酬、職員給与、就業規程等)
- 服務(ハラスメント防止、育児・介護休業等)
- 人事(職員人事規程等)
- 文書管理、情報管理
- 財務・会計(会計規則等)